



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
(URL <http://www.marubeni.co.jp>)
代表者名 取締役社長 國分 文也
(コード番号 8002 上場取引所：東名)
問合せ先 広報部報道課長 花田 多雄
(TEL 03-3282-4805)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容の決定に関する議案を、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会（以下「本総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

II. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

1. 報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、平成 24 年 6 月 22 日開催の当社第 88 回定時株主総会において、月額 11,000 万円以内（うち社外取締役 250 万円以内）として、ご決議をいただいたものでありますが、取締役の減員および社外取締役の増員を勘案し、また、ストックオプションの導入に伴い、報酬の限度額の設定を月額から年額に改めたうえ、年額 1,100 百万円以内（うち社外取締役 60 百万円以内）と改定したいと存じます。

また、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記 2. のとおり割り当てることとし、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額 220 百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、ストックオプションとしての当該報酬等の額は、上記改定後の報酬等の額の範囲にて設定するものです。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は 10 名（うち社外取締役 2 名）であり、本総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 10 名（うち社外取締役 4 名）となります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 5,000 個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 33 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から 3 年を経過する日または当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以上

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定です。